

ＩＣカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほか、当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ＩＣカードの利用)

- (1) ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
 - ② 当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫カード規定の定めにかかわらず、ＩＣカードは、ＩＣカード対応預金機、ＩＣカード対応支払機およびＩＣカード対応振込機以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。

3. (ＩＣカードの有効期限)

- (1) ＩＣカードの有効期限は、ＩＣカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) ＩＣカードの有効期限経過後は、ＩＣカードの利用はできません。
- (3) ＩＣカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいＩＣカードを事前に送付します。
有効期限が到来したＩＣカードは、本人の責任においてＩＣチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ廃棄してください。

4. (ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. (ＩＣカード以外のカードへの変更)

ＩＣカードの利用をやめ、ＩＣカード以外のカードに変更することはできません。

6. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上